

大切なお子さまの未来を守るには

養育費確保が必須です



磐田市

Iwata City

▶ 磐田市 ひとり親家庭養育費確保支援助成金制度

公正証書による養育費の取決めに要する公証人手数料

限度額 43,000 円

※公正証書の内容に「強制執行認諾約款」のあるものに限りま。

家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや審判等に要する費用

限度額 76,000 円

※収入印紙の購入代金
※戸籍謄本等の添付書類取得費用（交付手数料など）
※送達等に要する郵便切手代

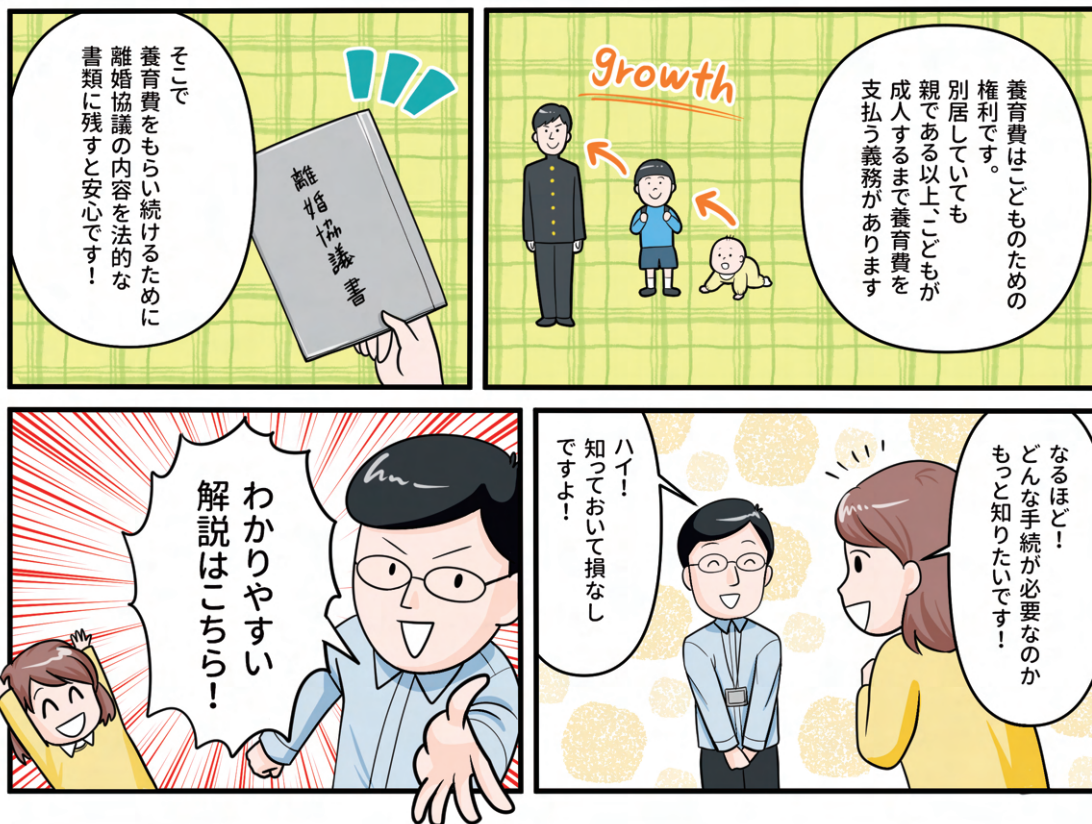
連絡先 磐田市こども未来課 給付グループ

住所 静岡県磐田市国府台 57-7

電話 0538-37-4896



裏面に続く



では、どう対応するのが正解なのかー

離婚届を出すだけでは、養育費などの約束ごととは法的な強制力を持ちません。あとから支払いが止まってしまうと、すぐに対応できないのが現実です。そこで必要になるのが、「公正証書」という書面です。公証役場で作成する文書には、養育費や面会交流などの取り決めを明記でき、もし約束が守られなかった場合でも、**給与差し押さえなどの強制執行**が可能になります。お子さんとの生活を守るために、**今このタイミングでしっかり備えて**おきませんか？



法務省認証
ADR 機関
であんしん

＼チャイルドサポートでは／



①離婚に関する相談が 無料

チャイルドサポートでは、「離婚届だけでは不十分って本当?」「子どもの養育費はどうすればいい?」など、離婚に関する不安やわからないことを**専門家に無料で相談**できます。未来に向かって安心して進めるよう、丁寧にサポートします。

②公正証書の作成まで、 すべておまかせ

「公証役場ってどうやって行くの?」「書類はどう書くの?」そんな心配はいりません。条件をお伝えいただくだけで、**面倒な手続きをまるごと代行**。簡単に公正証書が完成します。チャイルドサポートは**民間 ADR 機関**として**法務省認証**を得ており、安心してご相談いただけます。

③全国対応・柔軟な サポート体制

電話やオンラインで**全国どこからでも相談 OK**。弁護士に頼むより費用もぐっと抑えられ、スピーディに進められます。自治体によっては費用の補助が出る場合もありますので、まずはお気軽にご相談ください。

ご連絡先

株式会社チャイルドサポート

 **0120-196-820**

 **info@childsupport.co.jp**

 <https://childsupport.co.jp>

ご相談は LINE から



代表弁護士 佐々木 裕介

